

不利益処分の内容	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の抹消		
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 15 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の抹消は、法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときとする。</p>		

不利益処分の内容	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事業者への指示		
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 23 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>法第 23 条各項の規定による登録事業者への指示は、当該各項の規定に該当した場合に、個別具体的な事例に基づき、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他を総合的に判断し、必要な範囲において行うこととする。</p>		

都市 7 - 3

不利益処分の内容	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の取消し		
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 24 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の取消しは、登録事業者が法第 24 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときとする。</p>			

都市 7 - 4

不利益処分の内容	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の取消し		
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 24 条第 2 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>登録事業者が、法第 24 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、個別具体的な事例に基づき、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他を総合的に判断し、必要があると認めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を取消すこととする。</p>			

不利益処分の内容	指定登録機関に対する監督命令		
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 32 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 <p>認可した登録事務規程に基づく登録事務の執行において、登録事務の公正かつ的確な実施を確保するために必要があると認めるとき、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令を行うこととする。</p>			

不利益処分の内容	指定登録機関からの報告徴収又は立入検査		
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 33 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 <p>指定登録機関が、法第 32 条の規定に基づく命令を受け、当該命令の内容に関し改善が見られない場合で、登録事務の公正かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第 33 条第 1 項の規定に基づき、指定登録機関に対し登録事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることとする。</p>			

都市 7-7

不利益処分の内容	指定登録機関の指定の取消し		
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 35 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>指定登録機関の指定の取消しは、指定登録機関が法第 26 条各号（第 4 号除く）のいずれかに該当することとなったときとする。</p>			

都市 7-8

不利益処分の内容	指定登録機関の指定の取消し又は登録事務の停止の命令		
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 35 条第 2 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>指定登録機関の指定の取消し又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止の命令を行う場合は、指定登録機関が法第 35 条第 2 項各号のいずれかに該当することとなった場合で、個別具体的な事例に基づき、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他を総合的に判断し、必要があると認めるときに行うこととする。</p> <p>この際、指定取消しの対象となりうるのは、法第 32 条第 2 項第 5 号及び第 7 号に該当する場合とする。</p>			

不利益処分の内容	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の失効		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 2 項及び第 12 条第 3 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事業者は、次の事項に該当することとなったときは、法第 5 条第 1 項の登録は、その効力を失う。 (1) 法第 5 条第 2 項に規定する更新を受けなかったとき。 (2) 法第 12 条第 3 項各号のいずれかに該当することとなったとき。			

不利益処分の内容	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 13 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消は、法第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときとする。			

都市 7-11

不利益処分の内容	登録事業者等からの報告徴収又は立入検査		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 24 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>市長は、サービス付き高齢者向け住宅事業の適正な施行に必要があると認めるときは、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることとする。</p>			

都市 7-12

不利益処分の内容	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事業者への指示		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 25 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>法第 25 条各項の規定による登録事業者への指示は、当該各項の規定に該当した場合に、個別具体的な事例に基づき、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他を総合的に判断し、必要な範囲において行うこととする。</p>			

不利益処分の内容	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 26 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消しは、登録事業者が法第 26 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときとする。</p>		

不利益処分の内容	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 26 条第 2 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>登録事業者が、法第 26 条第 2 項各号のいずれかに該当するときで、個別具体的な事例に基づき、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他を総合的に判断し、必要があると認めるときは、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を取消すこととする。</p>		

都市 7-15

不利益処分の内容	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 27 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>登録事業者の事務所の所在地又は当該登録事業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できない場合において、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該登録事業者から申出がないときは、その登録事業の登録を取消すこととする。</p>			

都市 7-16

不利益処分の内容	指定登録機関に対する監督命令		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 35 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>現在、本市では指定登録機関を指定することは予定していない。 したがって、本件命令は、現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。</p>			

不利益処分の内容	指定登録機関からの報告徴収又は立入検査		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 36 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 現在、本市では指定登録機関を指定することは予定していない。 したがって、本件報告徴収又は立入検査は、現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	指定登録機関の指定の取消し		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 38 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 現在、本市では指定登録機関を指定することは予定していない。 したがって、本件指定取消しは、現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。			

都市 7-19

不利益処分の内容	指定登録機関の指定の取消し又は登録事務の停止の命令		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 38 条第 2 項		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>現在、本市では指定登録機関を指定することは予定していない。 したがって、本件指定取消し又は登録事務の停止の命令は、現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。</p>			

都市 7-20

不利益処分の内容	認可事業者からの報告の徴収		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 66 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>市長は、認可住宅の管理の状況について、必要があると認めるときは、認可事業者に対し報告を求めることとする。</p>			

不利益処分の内容	認可事業者に対する改善命令		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 68 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 認可事業者が、法第 54 条各号に掲げる基準に適合して認可住宅の管理を行っていないと認められ、必要があると認めるときは、当該認可事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。			

不利益処分の内容	事業認可の取消し		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 69 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 事業認可の取消しは、認可事業者が法第 69 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、個別具体的な事例に基づき、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他を総合的に判断し、必要があると認めるときは、事業認可の取消しを行うこととする。			